

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第130条				
法令番号	C22-026	根拠条項	130	担当課	私学課
許認可等の種類	私立専修学校の設置認可				
<p>[審査基準]</p> <p>別紙「私立専修学校設置認可審査基準」による。</p>					
<p>[標準処理期間]</p> <p>計画書 ・ 専修学校の開設又は課程の設置年度の前々年度の12月20日まで。</p> <p>申 請 ・ 専修学校の開設、課程の設置又は目的の変更の前年度の5月31日まで。</p> <p>認可・不認可 ・ 専修学校の開設、課程の設置又は目的の変更の前年度の3月31日まで。</p>					

(部局名：環境生活部)

私立専修学校設置認可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下、「法」という。）第130条の規定による私立専修学校（以下、「専修学校」という。）の設置認可を行う場合には、同法、同法施行令（昭和28年政令第340号）、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）並びにその他関係法令の規定によるほか、この私立専修学校設置認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

(自己評価等)

第2条 専修学校は、その教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的を実現するため、当該専修学校の教育活動その他専修学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、適当な体制により当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 専修学校は、前項の規定による点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第3条 専修学校は、当該専修学校の教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 専修学校の設置認可

(名称)

第4条 専修学校は、法第1条に規定する学校及びこれに類似する名称又は私塾等に類似する名称を使用してはならない。

2 専修学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設の専修学校の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第5条 専修学校の立地条件は、その位置及び環境等が教育上及び保健衛生上適切なものであり、他の専修学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(開設の時期)

第6条 専修学校の開設日は、原則として4月1日とする。

(設置者)

第7条 専修学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法第64条第5項に規定する法人を含む。以下同じ）でなければならない。

(教員)

第8条 教員数は、専修学校設置基準第39条から第40条までの規定による。

2 教員の資格は、専修学校設置基準第41条から第43条までの規定による。

3 専修学校における保健管理及び安全管理のために必要な業務については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第32条の規定により適正に行うものとする。

(施設及び設備)

第9条 校地、校舎等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。

ただし、自己所有できない特別な事情がある場合であって教育上支障がないと認められ、かつ、長期の賃借権又は地上権が設定されているときは、この限りではない。

- 2 専修学校は、校舎等を保有するに必要な面積の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。
- 3 校地、校舎及び運動場その他の施設については、専修学校設置基準第44条から第46条までに定める基準を満たさなければならない。
- 4 専修学校の校舎の面積については、専修学校設置基準第47条から第48条までに規定するところによるものとする。
- 5 専修学校は、専修学校設置基準第51条の規定に該当する場合は、同条に規定する他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第10条 専修学校設置基準第49条に規定する設備は、自己所有でなければならない。ただし、リース契約による使用が常態となっている設備で、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 専修学校には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 3 専修学校には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第3章 課程等の設置認可等

(課程の設置認可)

第11条 課程(高等課程、専門課程又は一般課程をいう。)の設置の認可については、第5条から第10条の規定を準用する。この場合、「専修学校」を「課程」と読み替える。

(目的の変更の認可)

第12条 専修学校の目的の変更の認可については、第5条から第10条までの規定を準用する。この場合、「専修学校」を「目的の変更」と読み替える。

(養成施設の指定)

第13条 専修学校は、養成施設の指定を受けなければならない場合は、関係法令に定める基準を満たさなければならない。

第4章 申請手続及び標準処理期間

(専修学校の設置認可)

第14条 専修学校の設置認可を受けようとするもの(以下この条において、「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の12月20日(12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。)までに、別に定める専修学校設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

- 2 申請者は、前項の専修学校設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める専修学校設置計画変更協議書を速やかに県の担当機関に提出しなければならない。
- 3 県の担当機関は、専修学校設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会に報告するものとする。
- 4 申請者は、別に定める専修学校の設置認可申請書(関係書類を含む。以下この条において「申請書」という。)を開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。

6 知事は、専修学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(課程の設置認可)

第15条 前条第1項及び第2項、並びに第4項から第6項までの規定は、課程の設置認可の場合に準用する。この場合、「専修学校」を、「課程」と読み替える。

(目的の変更の認可)

第16条 第14条第4項から第6項までの規定は、目的の変更の認可の場合に準用する。この場合、「専修学校」を、「目的の変更」と読み替える。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成16年8月20日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。